

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	募集要項	5	第3	3	(1)	応募者の構成等 (様式2)	建設役割や運営役割等の参加グループの構成表はダム毎に異なる構成としても問題ないでしょうか？(全ダムを同じ構成員とする必要はないか確認したいもの。)	ダムごとに構成が異なることに問題はなく、これを妨げるものではありません。また、グループを構成する企業数についても制限は設けません。なお、様式2は北海道建設部ダム管理用発電事業に対して提出を求めるものであり、構成企業の全てを記載する必要があります。用語の解釈は次のとおりです。 複数の企業で構成されるグループ【以下、「構成企業」という。】：本事業の目標達成のため、出資もしくは協働して取り組む企業。（事業契約企業） 協力企業：グループを構成する企業から本事業の業務の一部を委託される外部の企業。（下請企業や外注企業）
2	募集要項	5	第3	3	(1)	応募者の構成等 (様式2)	建設役割を担う企業の選定に関し、要件があればご教示下さい。(発注者の立場の企業も建設役割を担って良いものか、それとも、建設業の許可を受けた企業でなくてはならない、等の制約があるか？を確認したいもの。)	建設役割を担う企業の選定に関し、道からの要件はありません。
3	募集要項	5	第3	3	(1)	応募者の構成等 (様式2)	参加資格確認書(様式2)には、設計、工事監理、建設、運営、維持管理の役割を担う企業を全て記載・網羅する必要がありますでしょうか？ 例えば、建設役割(工事会社)は最優秀提案者に選定後に決定する場合、様式2に記載しないことは可能でしょうか？	参加表明書の提出にあたっては、当該時点での構成企業を記載してください。なお、構成企業の変更は可能としますが、次の条件を満たす必要があります。 【参加表明書提出時から事業契約時まで】 ① 参加表明書提出時までに構成企業を決定すること。 ② 代表企業に変更がないこと。 ③ 参加資格要件を満たす構成企業に変更がないこと。 【事業契約以降】 ① 構成企業の変更は可能。 ② 構成企業に変更が生じた場合は、変更のあった企業に関する募集要項第8.2.「参加証明書等」の様式2～6及び添付書類の該当様式を提出すること。
4	募集要項	5	第3	3	(1)	応募者の構成等 (様式2)	建設役割(工事会社)は相見積により決定したいと考えていますが、参加グループの構成企業は見積りを依頼する複数の候補者を記載してもよいでしょうか？ 候補者を複数記載した場合は、決定後に報告することで良いでしょうか？	構成企業と協力企業の考え方方が混同していると思いますのでNo1、No3の回答を参照願います。 なお、協力企業については記載の対象としません。
5	募集要項	5	第3	3	(1)	応募者の構成等 (様式2)	参加表明書提出後に参加グループの構成員の追加・削除・変更は可能でしょうか？(前提：変更後の構成員は参加資格等を充足する)また、役割についても同様に、追加・削除・変更が可能かご教示下さい。	No1、No3の回答に同じ。
6	募集要項	6	第3	3	(3)	応募者の参加資格 (様式5)	様式5の事業実績要件確認書はどの企業が提出対象となるのでしょうか？(参加グループ全ての企業の実績の提出が必要になるものかを確認したいもの)	事業実績要件確認書は、複数の企業で構成されるグループの応募の場合は、募集要項第3.3.(3)「応募者の参加資格」の記載のとおり、条件を満たす企業が1社以上提出すれば良いです。なお、複数の構成企業で事業実績の条件を満たしている場合、提出を否定するものではありません。
7	募集要項	13	第7	1.		1. 優先交渉権の契約協議期間における事業計画の作成	優先交渉権との交渉が不調に終わった場合には、優先交渉権を次点交渉権者に移転する必要がありますが、不調になった場合のペナルティーはありますでしょうか？	不調になった場合、道からの直接的なペナルティーが課されることはありませんが、不調の対象となる事業者及びその理由等について、道のホームページにて公表することになります。
8	募集要項	7	第4	3.		現地説明会	参加資格者には現場確認の機会を設ける予定とのことです、参加資格確認結果の通知(令和7年7月18日予定)から提案書の受付締切(7年12月19日)までは3ヶ月しかありません。発電事業の検討には、利水放流設備の詳細(利水放流管の内径、材質、板厚およびコンクリート巻立、鉄筋の配筋など)が必要であり、これら設計資料は参加資格確認前に提示いただけるのでしょうか？ また、利水放流管からの分岐可能な箇所や施工上の留意点などについてダム毎に提示することは可能でしょうか？(事業者の判断で検討を進めた場合、後で不可になった場合は、それまでの検討が無駄になることから、事前に条件を提示していただきたいもの)	2月21日より応募しております実施方針(案)及び要求水準(案)に対する意見等の募集において同様な意見があり、令和7年7月18日の「参加資格結果の通知期限」から令和7年12月19日の「提案書の受付締切」までの5ヶ月間としたところです。 設計資料については、北海道庁建設部維持管理防災課ホームページに掲載中の「北海道建設部ダム管理用発電事業に係る公募型プロポーザル実施のお知らせ」の「3.実施方針(案)等に関する質問・回答」のNo19の回答に同じ。利水放流管からの分岐箇所などについては、民間の技術力や経験による自由な提案を求めるものであり、条件の提示については差し控えさせて頂きます。
9	募集要項	7	第4	4.		募集要項等に関する質問の受付・回答	募集要項等に関する質問の受付期間は令和7年8月8日(金曜日)までとしますが、技術的なご質問の受付・回答につきましては、引き続き、同一のフォーム(様式1)にて受け付けます。なお、受付期間は、令和7年12月5日(金曜日)までとし、持参する場合は、上記期間の土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までとします。(電子メール可)	

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
10	募集要項	8	第4	6.		提案に必要な資料の配布	提案に必要な資料の配布については、令和7年7月28日以降となっておりますが、発電最大使用水量等の検討のためには、取水設備の最大取水可能流量や利水放流設備の流下能力等の条件が必要です。また、取水設備や利水放流設備の損失計算、板厚等の計算書についても事前にご教示いただくことは可能でしょうか？	発電に使用する流水は、各ダムごとに期別で設定される正常流量を基本とし、洪水調節容量内に一時に貯留された流水を利用した発電を可能とします。このため、左記の内容及び本事業に使用する発電使用水量等の算出にあたっては、北海道庁建設部維持管理防災課ホームページの「民間公募によるダム管理用発電の導入について」で公開した3.資料「正常流量、直接取水量、貯水位、流入量、放流量」等によりご確認して準備を進めていただきたい。 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/213425.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/213425.html</a>
11	募集要項	2	第2	5	②		事業者は管理用発電設備等を自らの責任と費用負担で設計、建設するとありますが、管理用発電所の設置事業であることから、工事用電力、工事用水を無償で使用させていただくことは可能でしょうか？	工事用電力及び工事用水に関しては、事業者の費用負担となります。
12	募集要項	2	第2	5	②		資材置場、加工場等の仮設備で使用できる土地の範囲を各ダム毎に示していただくことは可能でしょうか？	北海道庁建設部維持管理防災課ホームページに掲載中の「北海道建設部ダム管理用発電事業に係る公募型プロポーザル実施のお知らせ」の「3.実施方針（案）等に関する質問・回答」のNo.45と同じ
13	要求水準書	2	第1章	5節	④	事業の概要	既存のルールに基づくダム放流に完全従属の管理用発電においても発電使用水量の測定は必要なでしょうか？ 使用水量の測定が必要な場合は、超音波流量計等の設置に適した場所の確保が困難であり、発電出力からの換算とすることは可能でしょうか？	発電使用水量は、募集要項第25.「事業の概要」④に記載のとおり、事業者から道への報告が必要となります。 また、使用水量の観測等につきましては、要求水準書 第2章 1節 7.「発電に使用した水量の観測について」を参照ください。
14	要求水準書	4	第2章	1節	2.	発電に利用する流水の経路等	利水放流管周辺のエリアが狭く分岐が困難なダムの場合、ダム堤体(基本三角形)を一部取壊し、堤体埋設部の既設導水管に分岐管を設置することは可能でしょうか？	ダム堤体(基本三角形)の一部を取り壊す工事については、堤体への影響や安全性の確保の観点から、契約事業者による施工は認められません。 なお、ダム堤体の一部を取壊しを行う場合は、設計、関係機関との協議、工事発注等の全ての工程を道が受託事業として実施する必要があります。その場合は、運用開始までの期間が長期化し、費用も大幅に増加する等のリスクが伴います。
15	要求水準書	4	第2章	1節	2.	発電に利用する流水の経路等	有明ダムには既設の利水放流管がありませんが、堤体への穴あけやサイフォン取水管の設置は可能でしょうか？(この場合は堤体の穴あけや水圧管路のアンカー固定などのダムの改造が必要です。)	No14的回答に同じ。 なお、道は、未利用水力エネルギーを活用した管理用発電設備等が、より多く整備されることを目標としていますが、要求水準書 第3章 1節 6.「水力以外の再生可能エネルギーによる管理用発電設備等の整備」に記載のとおり、水力以外も評価対象とします。
16	要求水準書	7	第3章	1節	3.	関係機関との協議および届出等	猛禽類等の留意が必要なダムはありますでしょうか？	ダムの建設地は山間部に位置しており、猛禽類やクマゲラ等の生息が確認される可能性がありますので、必要に応じ自己の責任と費用において実施してください。
17	要求水準書	7	第3章	1節	3.	関係機関との協議および届出等	美唄ダムは水道、工業用水、栗山ダムは水道の直接取水がありますが、断水工法は可能なのでしょうか？ 不断水工法は莫大な費用を要することから、その他のダムも含めて断水工法が不可のダムを示すことは可能でしょうか？	断水については、利水者などの協議が必要になります。必要に応じて自ら確認願います。 なお、道は、未利用水力エネルギーを活用した管理用発電設備等が、より多く整備されることを目標としていますが、要求水準書 第3章 1節 6.「水力以外の再生可能エネルギーによる管理用発電設備等の整備」に記載のとおり、水力以外も評価対象とします。
18	要求水準書	7	第3章	1節	3.	関係機関との協議および届出等	当別、徳富、厚幌ダムは灌漑の直接取水がありますが、不断水工法は莫大な費用を要することから、非灌漑期など断水可能期間を設定し、通常の断水工法により工事を実施することは可能でしょうか？ 断水工法の可否や断水可能期間等について、事業者が確認する場合は最優秀提案者に選定後になると考えます。予めダム側にて灌漑設備管理者に確認していただくことは可能でしょうか？	当別ダム、徳富ダムは、北海道庁建設部維持管理防災課ホームページの「民間公募によるダム管理用発電の導入について」で公開した3.資料「11ダム正常流量・直接取水量Word」のP10～11に記載のとおり、両ダムともに5/1～8/31が灌漑期となっています。 厚幌ダムも灌漑期は同時期となりますが、灌漑用水に従属する発電設備の試運転等を実施するため、4/1から取水開始する可能性があります。（厚幌ダムについては、水位低下放流管に発電用の分岐管(Φ700mm)を設置済み。） 断水工法の可否については、利水者などの協議が必要になります。必要に応じて自ら確認願います。 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/213425.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/213425.html</a>
19	募集要項	3	第2	6	(2)	施設の維持管理・運営	既存のルールに基づくダム放流に完全従属の管理用発電においても発電使用水量の測定は必要なでしょうか？ 使用水量の測定が必要な場合は、超音波流量計等の設置に適した場所の確保が困難な場合は発電出力からの換算とすることは可能でしょうか？	No13的回答に同じ。
20	様式集	14	3	様式7		配付資料に関する誓約書	「北海道（以下、「道」という。）から配付された資料（以下、「配付資料」という。）については、道から事前に書面による承諾を得ることなく、第三者（本公司における構成員を除く。）に対して開示又は漏洩しないよう守秘義務を負うこと」とあります が、提案書の作成にあたって、設計業務などを、本公司における構成員として応募していない会社へ委託することを考えております。その場合、当該委託先の情報等を道へ提示のうえ、事前に書面による承諾を得ることで、配付資料を第三者（当該委託先）へ開示してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業に参加する構成企業以外に配付資料を開示する場合は、募集要項第4 6.(2)「配付方法」に基づき、事前に誓約書を提出してください。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
21	募集要項	6	第3章	3節	(3)	②(2)	財務要件の決算実績を設けたのは、どのような理由でしょうか。ご教授くださいませ。	今回は、事業者が自ら費用負担して事業を行うことから、一定の事業経営能力を有することが必要と考え財務要件を設定している。
22	募集要項	6	第3章	3節	(3)	②(2)	当社は、金融庁の認可を受けた三菱UFJ信託銀行(株)の100%子会社で再エネ開発を手掛けております。財務要件の決算は1期となっていますが、親会社の決算実績で応募者の参加資格を満たしていると考えてよろしいでしょうか。ご教授くださいませ。	北海道建設部維持管理防災課ホームページに掲載中の「北海道建設部ダム管理用発電事業に係る公募型プロポーザル実施のお知らせ」の「3.実施方針(案)等に関する質問・回答」のNo42及びNo.72の回答に同じ。
23	募集要項	5	3	(1)	①	応募者の参加資格等	参加表明後、代表企業が変更されない場合に限り、提案書提出時における応募者の構成変更は可能であると理解いたします。 尚、募集要項に掲げられている参加資格要件を満たしていること並びに他の応募グループの構成企業として本業務に係る公募型プロポーザルに参加しないことを前提とします	No.3の回答に同じ。
24	募集要項	5	第3	3	(3).①	応募者の参加資格	「ア. 最大出力100kW以上の水力発電所の整備」の実績とは、最大出力100kW以上の水車発電機の更新工事(撤去・据付)の施工実績を有していれば、今回の参加資格を満たす認識でよろしいでしょうか。	募集要項 第3.3.(3)「応募者の参加資格」で求めている事業実績の水力発電所の整備には、更新工事の施工実績も含みます。
25	募集要項	7	第4	7	3	現地説明会	現地確認ができる期間をご教示ください。また、実施方法について、単独実施か各社合同での実施かについてもご教示ください。	現地確認の機会を設けることにより多くの企業の参加が期待されることから、希望者を募り、参加表明書等の受付期限前に現地を確認する機会を設けます。詳細については、北海道建設部維持管理防災課ホームページを確認下さい。
26	募集要項	10	第5	10	—	応募の辞退	参加資格がある応募者と認められた者が、応募の辞退した場合、今回事業者として決定したSPCの発注する工事を元請又は下請で請負うことは可能でしょうか。また、応募の辞退をすることにより指名停止等のペナルティは生じないとの認識でよろしいでしょうか。	応募辞退した者が元請又は下請することに対し、特に制限は設けておりません。 また、参加資格者が12月までに応募を辞退した場合は、道からの直接的なペナルティーが課されることはありませんが、辞退した事業者を道のホームページにて公表することになります。
27	募集要項	6	3	(3)			より多くのベンチャー企業・スタートアップ企業が参加できるよう、応募者が財務要件を満たさない場合に、親会社等からの支援を確約する書類を付することで、財務要件をクリアとすることはできませんでしょうか。	募集要項 第3.3.(3)「応募者の参加資格」の②(2)の記載とおりです。なお、北海道建設部維持管理防災課ホームページに掲載中の「北海道建設部ダム管理用発電事業に係る公募型プロポーザル実施のお知らせ」の「3.実施方針(案)等に関する質問・回答」のNo42及びNo.72も参照願います。
28	募集要項	7	第4	5	—	参加表明書等の受付	参加表明時の構成と異なる構成の応募者として提案書を提出することは可能でしょうか。次のようなケースを想定しています。可能である場合、どのような手続きが必要でしょうか。 ①単独企業で参加表明し、参加有資格者となった後、提案書提出までに他の参加有資格者と応募グループを構成する ②複数企業のグループで参加表明し、参加有資格者となった後、提案書提出までに構成企業の一部がグループを脱退する	No.1及びNo.3のとおり、参加表明書提出時から事業契約時までは、構成企業の変更はできません。
29	様式集 (様式6)添付資料提出確認書					6 業務実績を証明できる資料	必要資料の例として契約書の写し等と記載がありますがそのほかに実績を証明できる資料として扱われるものはありますでしょうか。	実績を証明できる資料は、契約書の写し以外に、CORINS登録書の写しや発注者が証明する実績証明書となります。
30	募集要項	14	第8	2	(6)	法人税、消費税、道税を滞納していない証明書(直近3カ年分、全構成員)	当社は、道税を納税していないことから、道税を滞納していない証明書の提出は不要と考えて良いか。	北海道に納税義務のない方は、本店が所在する都府県の法人事業税に滞納がないことが確認できる納税証明書を添付してください。